

新型コロナ下の中国の失業保険

— 「新業態」の包摂を加速—

澤田 ゆかり

Growing Role of the Unemployment Insurance under COVID-19 in China:
The Move Toward the Inclusion of “the New Working Arrangement” Gains Momentum

Yukari SAWADA

key words : unemployment insurance, China, online platform workers

I はじめに

2019年末から始まった新型コロナ・ウィルスの爆発的流行は、今も世界に大きな衝撃を与えつづけている。感染症は人の移動によって拡大するため、医療だけでなく社会、経済、政治でのあらゆる対応が求められた。なかでも中国は、都市封鎖と操業停止、PCR検査の徹底、健康コードによる管理など「ゼロ・コロナ」を目指した厳格な防疫対策を実行した。その過程において、社会保障の役割にも従来とは異なる変化の兆しが見えてきた。

中国では2002年のSARS禍がそれまでの公的年金の再編から公的医療保険の普及へと、改革の重点分野を広げる契機となった。今回のコロナ禍では、社会保険のなかでも改革が後回しになっていた失業保険が加入者の拡充へと動きつつある。まだ方向転換と判断するには時期尚早だが、本稿ではコロナ時代の失業保険の変化を確認し、デジタル時代の雇用に対する意義を考察する。

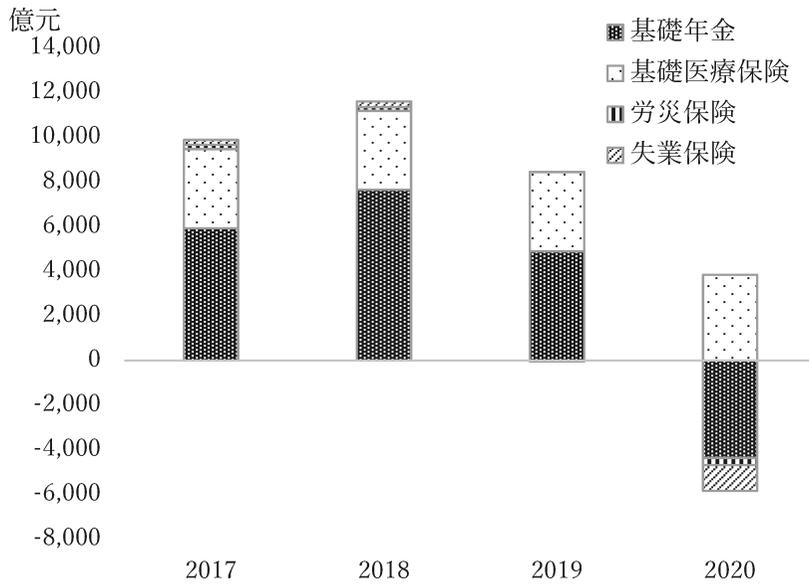
II 失業保険の新局面

1 赤字に転落した社会保険基金

社会保険基金は2020年に初めて当年度の収支が赤字に転落した(図1)。財政部の2021年9月の発表によると、全国の社会保険基金を合算した20年の収支決算は、2,008億6,700万元の赤字となった。前年(19年)は8,411億円の黒字であったから、対前年比でマイナス123.9%であり激減といえる。社会保険基金の残高も初めて減少に転じ、対前年比でマイナス2%を記録した(財政部予算司2021a)。

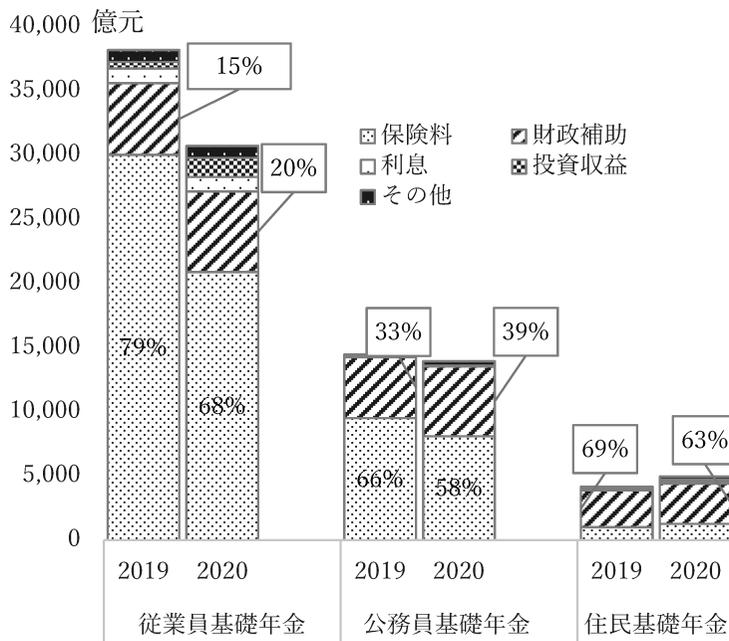
タイミングから見て新型コロナの影響が疑われるが、中国は初期の厳しい防疫対応が功を奏し、2020年の3月から4月には早くもほぼ全国で経済活動を再開している。その結果、20年末には中国は主要国のなかで唯一プラスの経済成長率を記録したⁱ⁾。中国の研究者らの試算によれば、社会保険基金の収支悪化はコロナ禍による景気後退そのものよりも、コロナ前から実施されていた企業の負担軽減を目的とする社会保険料の減額・免除をコロナで延長したことの影響が大きいⁱⁱ⁾。

図1 社会保険基金の当年度収支（2017-20年）



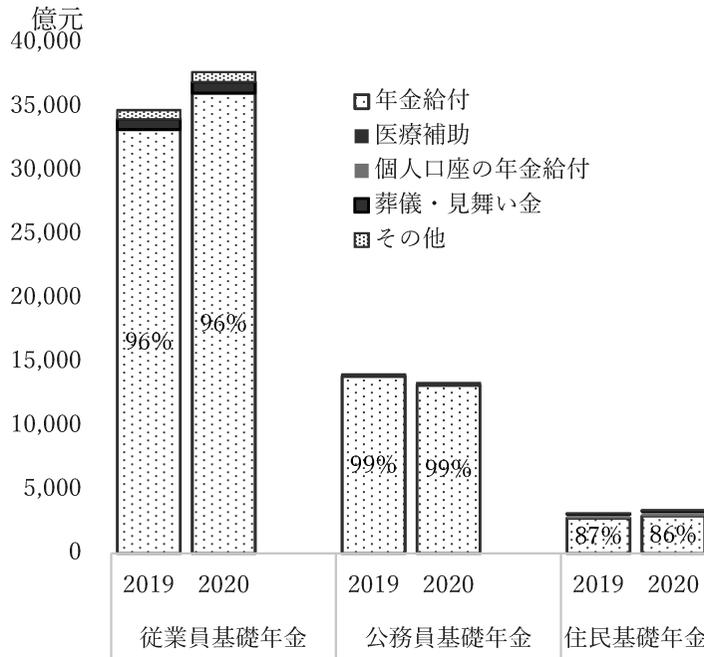
出典：財政部予算司（2021a）「全国社会保険基金結余決算表」より筆者作成

図2 公的年金の収入（2019-20年）



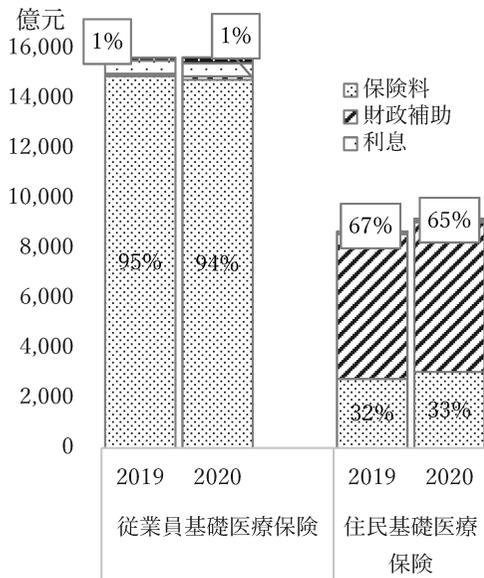
出典：財政部予算司（2021b）「全国社会保険基金収入決算表」より筆者作成

図3 公的年金の支出 (2019-20年)



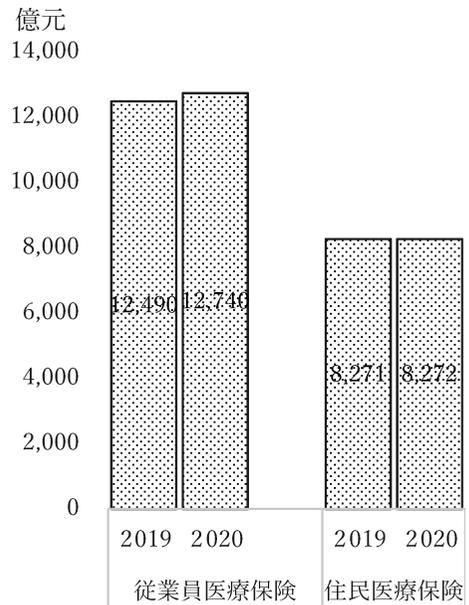
出典：財政部予算司 (2021c) 「全国社会保険基金支出決算表」より筆者作成

図4 公的医療保険の収入



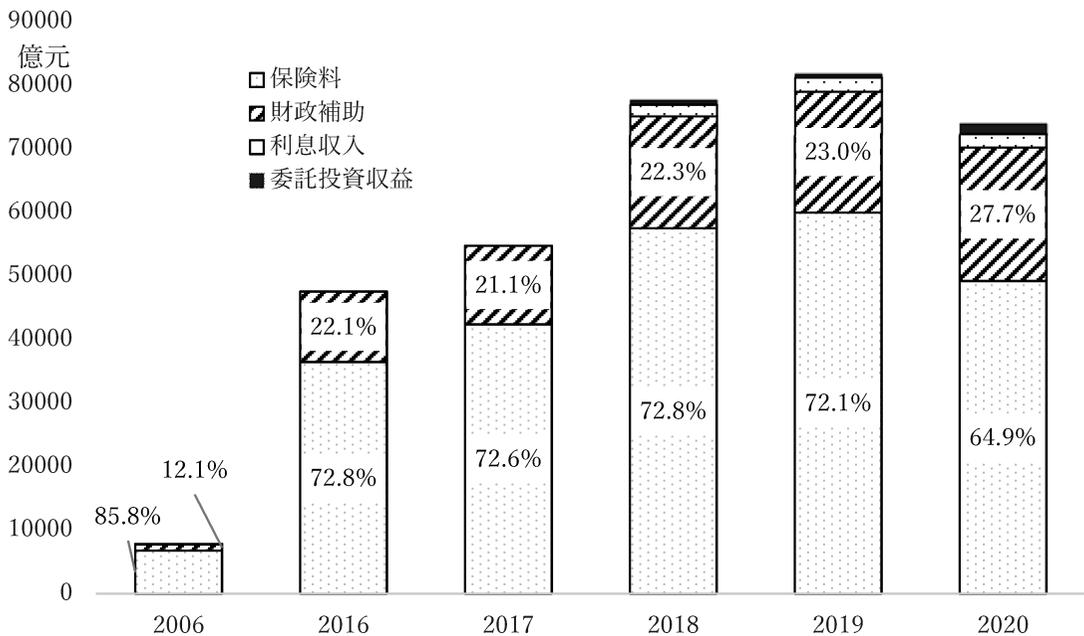
出典：図2に同じ

図5 公的医療保険の支出



出典：図3に同じ

図6 全国の社会保険基金の収入に占める財政補助の推移



出典：図2に同じ

ただし上記の試算は、あくまで公的年金に関するものであることに留意する必要がある。社会保険基金のなかで年金が最大の比重を占めているため、基金全体も赤字へと転落したのであるが、それ以外の社会保険ⁱⁱⁱはコロナ禍で異なる動きを見せている。たとえば年金の次に規模が大きい公的医療保険は、逆に新型コロナ下の2020年に対前年比で黒字幅を7.8%伸ばしている。

また基礎年金の内訳を見ると、2020年のコロナ禍で収支に目立った変化が起きたのは、従業員基礎年金（日本の厚生年金に相当）だけであった。図2と図3は基礎年金の収入と支出を年金の種類ごとにそれぞれ示したものである。これらの図からわかるように、公務員基礎年金と住民基礎年金（日本の国民年金に相当）については、ほとんど前年度と変わらない規模で推移している。また支出項目にも顕著な変化は見られない。基礎年金に次ぐ規模の公的医療保険については、従業員医療保険と住民医療保険の双方でコロナ禍を挟んだ

2019年から翌20年にかけて収入・支出ともに微増にとどまっている（図4、図5）。

なおコロナ下では社会保険の収入に占める財政補助の比重が高まった（図6）。その主たる要因は、図2と図4から対前年で保険料収入が減少した従業員基礎年金と公務員基礎年金にあることが確認できる。

2 失業保険の収支から見る変化

いっぽう失業保険は、収入と支出の両方で2019年から20年に大きな変化が観察できる。まず図7は労災保険と失業保険の収入だが、いずれも保険料収入が大きく減少している。財政補助の金額は若干増大しているが、労災保険では14億元から21億元への増加であり、全体に占める比率は1.8%から4.3%へと2.5ポイントの上昇にとどまっている。また失業保険にいたっては、19年までは保険料収入で収支バランスが取れており、政府補助はゼロであった。コロナ禍の20年

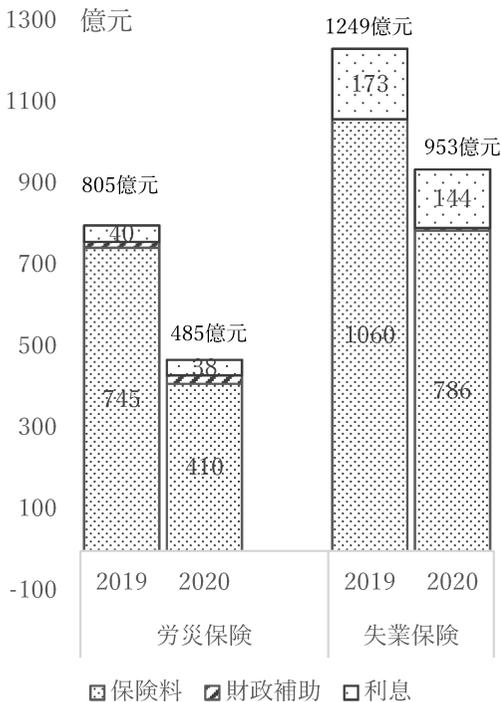
には初めて7億元の財政補助を得たものの、全体に占める比率はわずか0.7%であった。労災と失業保険については、保険料への依存がいずれの年も八割を超えている。特に失業保険については、収入全体に占める保険料の比率は19年に85%、20年は83%とほとんど変化していない。

さらに労災・失業保険は、年金と医療保険に比べてはるかに規模が小さい。2020年の公的年金（就業員基礎年金、住民基礎年金、公務員基礎年金）の支出総額は失業保険の約25倍に相当する。また同年の公的医療保険（従業員医療保険と住民医療保険）は、失業保険の10倍である。いしかえれば、労災保険と失業保険については、年金や医療保険と異なって巨額の財政補助に依存しておらず、その結果としてコロナ下で保険料の軽減が施行されると、収入の面で大きな影響を受けたといえる。

次に支出の変化を見てみよう。労災については、支出総額は19年の801億元が20年には810億元へと1.2%の微増を示した。いっぽう失業保険の支出は、同期間に対前年比で64%も増加した（図8）。興味深いのは、その内訳である。失業保険金の給付と医療保険の給付補助はそれぞれ15%と11%と増大しているが、職業訓練・紹介補助は対前年でマイナス61%となった。図8から一目瞭然のように、20年における増加の太宗を占めたのは雇用安定補助であった。その金額は減少した職業訓練・紹介補助の2億元に対して、478億元と桁違いに大きく、失業保険金の給付額である414億元を上回った。

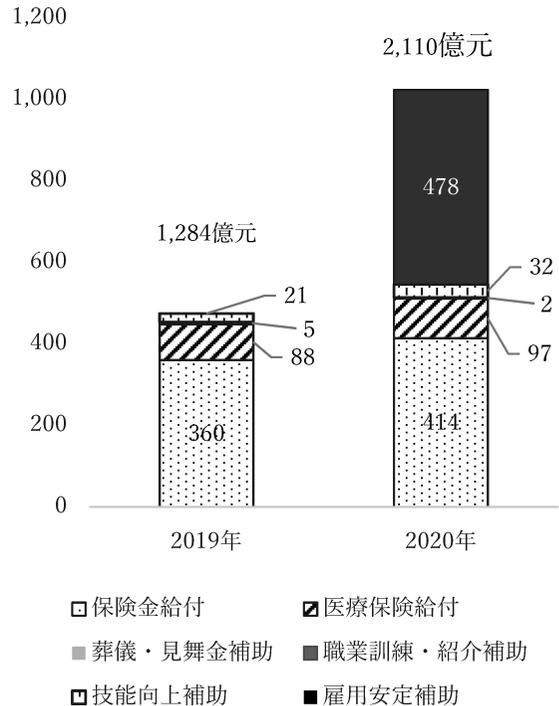
ここから見えてくるのは、20年における失業保険の支出の大幅な増大が、失業者への給付金というよりも、コロナで経営が悪化に苦しむ使用者が雇用を維持するために使われた、ということだ

図7 労災保険と失業保険の収入（2019・20年）



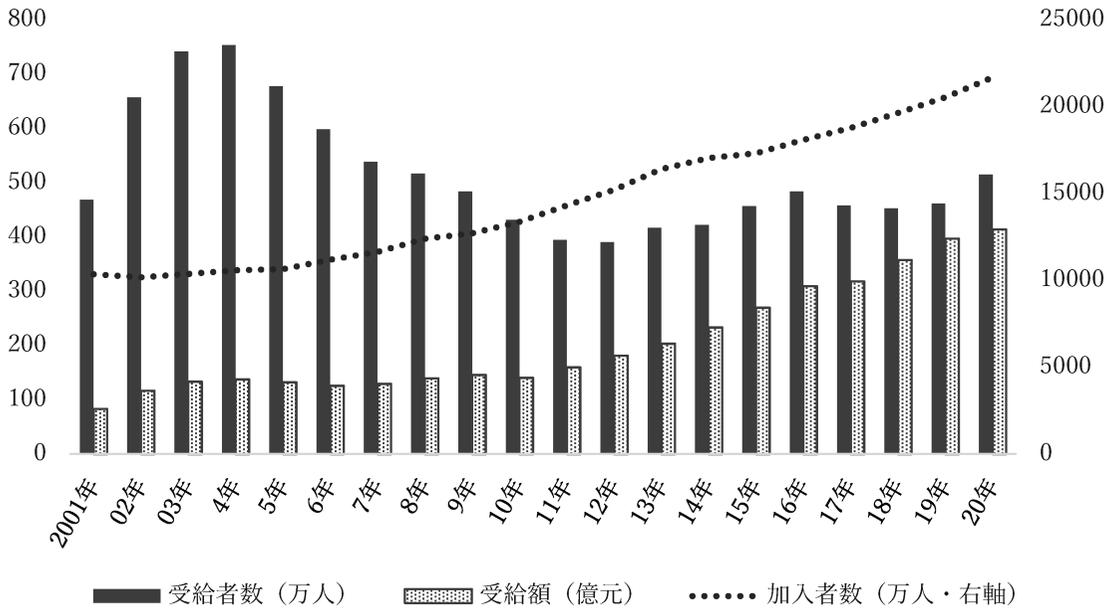
出典：図2に同じ

図8 失業保険の支出（2019・20年）



出典：図3に同じ

図9 失業保険の加入・受給状況



出典：国家統計局データベースより筆者作成

ある。つまり失業後の救済よりも、失業を予防することに主眼が置かれていた。コロナ前後の全国都市調査失業率^{iv}の推移を見ると、コロナ前はおおむね5.0~5.3%で推移していたのが、武漢の封鎖(2020年1月23日~4月8日)の頃に5.9~6.2%でピークに達したのち下がり続け、20年末にはコロナ前と同じ水準(5.2%)に戻っている。したがって、失業者の数は20年前半に跳ね上がったものの、年間を通してみると失業保険の受給対象となった期間は限定的であったといえる。

実際に失業保険金の受給状況を長期トレンドで見ると、図9に示したように2004年までが受給者数の拡張期にあたり、2011年以降は安定している。また受給額は徐々に増加しているが、賃金水準の上昇による部分が多い。2020年の加入者数、受給者数、受給金額は、あくまでそれに先立つ10年間の延長線上にあり、顕著な変化は見られない。この点からも、コロナ禍における失業保険は、失業保険金の給付以上に雇用維持対策の

費用として機能したことがうかがえる。

3 コロナ下の雇用対策

以上の失業保険の役割は、新型コロナ関連で打ち出された諸政策からも裏付けることができる。2020年2月20日、国务院(日本の内閣に相当)の同意を経て、人力資源社会保障部、財政部および国家税務総局は11号文件と呼ばれる「企業の社会保険料を段階的に減免することに関する通知」を発表し、中小企業については使用者が拠出する社会保険料のうち年金、失業保険、労災保険を5ヶ月間まで即座に免除すること、大企業については同上3種の保険料を3ヶ月間まで半額に軽減するとした。さらに、もっとも被害の大きい湖北省については、企業の規模にかかわらず5ヶ月間を上限として3種の保険料を免除した^v。2月から起算すると上限の5ヶ月は6月末までになるが、コロナの影響の大きさから6月には期限が20年12月末まで延長された。また保険料の納付

を延滞した場合でも年内は罰金が科せられないことになった。

もっともこうした保険料の減免措置はあくまでも経営コストの負担軽減であり、雇用維持に直結する効果を上げるには別の種類の対策が必要であった。とくに地域間の移動はコロナ感染が見つかるかと厳しく制限されることから、地元での雇用を確保する必要性があった。2020年3月20日、国務院弁公庁は「新型コロナの影響に対応し、雇用の安定を強化する措置の実施に関する見解」^{vi}（以下、見解と略す）を公表して、6つの重点と22項目から構成される措置を掲げた。

第1の重点は雇用優先政策の実施で、企業の操業再開を支援することや手続きの利便性を高めること、また労働者の職場復帰を妨げる不合理な規則を改正することが挙げられた。また従業員を解雇しない、あるいは人員整理の規模を抑制した企業に対しては、前年度の失業保険料を全額還付する（ただし、湖北省についてはあらゆる企業を対象とする）ことが提唱された。

第2の重点は「農民工の安全な移動と就業」、第3は「大学生の就業チャネルの拡大」、第4は「生活困窮者への生活費と就業の支援」、第5は「職業訓練と雇用に関わる行政サービスの改善」、第6は「雇用責任の強化」であった。このうち第4については、失業保険金の申請期間の延長やオンラインでの受給申請の受付（2020年4月末から）のほか、失業保険に加入しているが受給資格のない者、たとえば受給期間が満了しても失業状態にある者の場合は、地元の失業保険金の80%を上限として6ヶ月間は失業補助金を受給できるようにした。

また第6の「雇用責任」とは地方行政に対するものであり、雇用に関連する組織の強化や雇用政策の実施と監督にさらに力を入れることが要求された。この中には、調査失業率を毎月公表することも含まれる。また失業保険基金の黒字額が大き

い地方に対して、職場復帰と生活保障の加速を要求した。全国の失業保険基金の収支が初めて赤字となった背景には、この「見解」の作用が大きいと思われる。

国務院の見解を受けて各地方政府は、それぞれの地元の实情に合わせた対応をとった。以下、労働政策研究・研修機構（2020）がまとめた各地の具体例に沿って、コロナ対応としての雇用対策の特徴を見てみると、武漢を含む湖北省は「見解」公表の1週間後に具体的な雇用助成金の一括給付と就職支援、出稼ぎ農民の職場復帰の支援を打ち出している。新型コロナの拡大防止期間に救援物資の生産と配送を行う企業には、従業員ひとり当たり2,000元を一括給付すること、失業保険に加入済みでかつ失業期間が半年以上の者には1,000元を受給すること、大学の新卒を採用しかつ一年以上の雇用契約を結んだ中小企業には、雇用助成金を従業員ひとり当たり1,000元を給付すること、さらに貧困家庭から雇用する場合は、雇用補助金はその倍（一人当たり2,000元）とすることが発表された。湖北省の国有企業については、当該省の大学および湖北籍の新卒者の採用規模を拡大し、かつ内定取り消しは認めないとした。また公務員の募集規模も対前年で20%増とすることを定めた。

上海は感染対策の物資について緊急生産を行った企業を対象に、職場復帰した労働者1人あたり1,500元の雇用助成金（ただし1企業あたりの申請は1回のみで上限は500万元）を給付した。さらにコロナで経営難に陥った飲食業、娯楽文化、交通運輸、旅行業の企業に対して、2019年の解雇率が5.5%以下ならば従業員ひとり当たり800元の雇用助成金を一括受給できるようにした。北京は4月以降に中小企業向けの雇用安定助成金と派遣労働者を含む職業訓練の助成金を打ち出した。広東省は、中小零細企業への失業保険料の還付とともに、建設業者に農民工の「賃金保証金」

を免除することを認めた。この賃金保証金とは、2019年に人力資源社会保障部が立案した農民工の賃金不払いを防止するための制度であるが、その準備期間を延長するとともに、賃金不払いが3年連続でゼロの業者については新たな建設事業の契約において保証金を免除することとした。また大学生の雇用機会の拡充に関しては、政府系の事業者に一定人数の大卒採用を義務化し、実習期間の最中に契約を結ぶ場合は企業に実習補助金を給付することとなった。

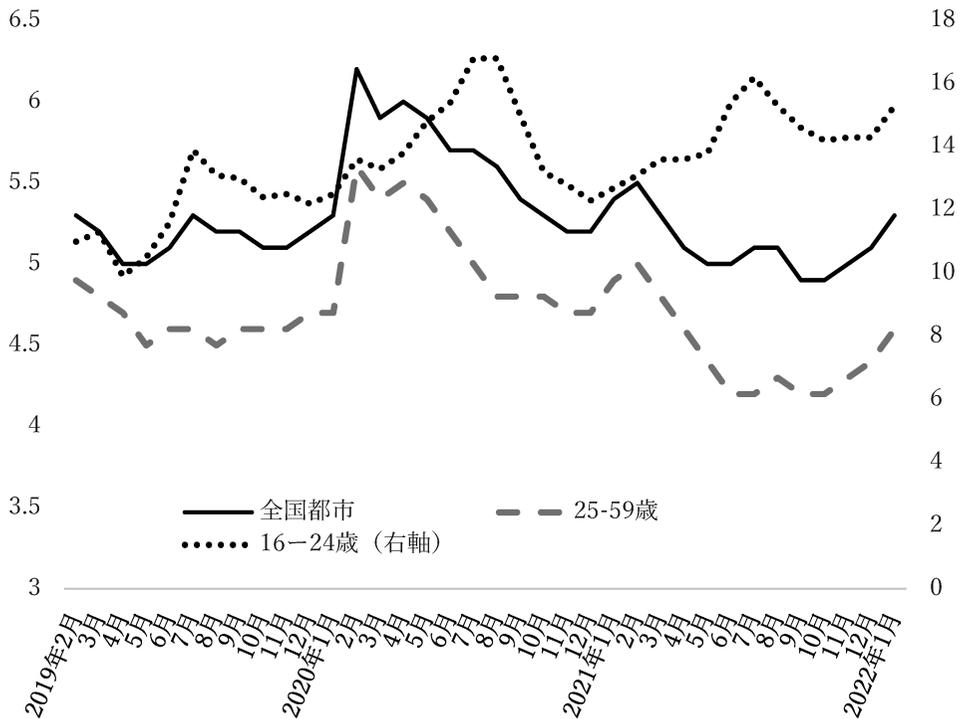
2 農民工と大卒の雇用保障

このようにコロナ期の雇用対策を労働者についてみると、農民工と大卒の新卒者および生活困窮者を主たるターゲットとしていた。しかしその効果に関しては、三者の間で相当な差が生じたと考えられる。それを示唆するのが、調査失業率の推

移である(図10)。25歳から59歳までのグループの調査失業率は、全体よりも低い水準でおおむね一致した動きを示しており、2020年の2月前後をピークにして同年12月にはほぼコロナ前の水準に戻っている。いっぽう16歳から24歳までの若者グループでは、頂点がそれより半年遅れの20年7~8月にずれている。しかも21年には両グループの差は前年よりも拡大している。

箱崎(2021)は、この25歳を境にした雇用の明暗の要因を「大卒と農民工の差」として捉えている。箱崎によれば、2020年の農民工の特徴として5年前と比べて平均年齢が上昇していることが挙げられる。15年には農民工の平均年齢は38.6歳であったが、20年には41.4歳になり、既婚者の比率も8割にまで高まった。なお50歳以上の比率が、16年の8.1%から14.2%へと拡大していることにも留意する必要がある。箱崎は子女

図10 コロナ下の調査失業率



出典：図8に同じ

世代に高学歴化が進んだことに着目し、教育費を捻出するために親世代の出稼ぎ期間が長期化したと考える。

ここで前出の「見解」で重点の一つが「農民工の安全な移動と就業」であったことを想起してほしい。すなわち雇用対策には、感染抑制の一環として農民工の移動の制限が含まれていた。具体的には、農民工の健康情報の管理や輸送手段の提供のほかに、「地元・近場での就業」に対する支援を強調している。これまで外地に出稼ぎとして就労していた農民戸籍の住民には、コロナの蔓延を助長しないよう地元で農業に従事するか、特産品や環境ツーリズムなどの農村での就業を促進するというわけである。特に「**县城**」（日本でいえば、郡部の中心的な町）を拠点として、都市インフラの整備や農業への投資、居住環境の改善を図ると同時に、これらの事業で雇用機会を創出することが提起されている。

調査失業率には、戸籍を地元の有する者と外地戸籍の者で比較したデータもあるが、地元戸籍の方が0.1から0.3ポイントほど高い程度で、25歳で分けたグループほどの差はない。したがって、戸籍よりも年齢の方が失業状態を左右したといえよう。25歳未満の若者は学歴が相対的に高いことから、その失業率が高水準にとどまるのは、大学・短大卒の就職難を反映しているものと箱崎は分析する。

高等教育機関の定員増によって大卒・短大卒の数が増え、供給過剰気味になった。しかし本人らは学位取得に費用も労力もかけているので、どこでもいいから就職したいという気にはなれないだろう。また今の20代は一人っ子世代なので、すぐに就職しなくても実家で生活することは可能である。

いっぽう農民工の場合は地元に戻って農業に従事すれば、失業統計の対象からは外れる。農村の都市化が進んだために、若い世代の農民工には生

まれてこのかた土を触ったことのない者もいるが、**县城**などで新たな雇用機会が提供されれば大卒者よりも柔軟に就職に踏み切るのではないか。

3 失業保険の新たな包摂と「新業態」

もともと農民工と新卒者は、コロナとは関係なく失業保険の枠内から外れがちな労働力として、長年にわたり問題視されてきた^{vi}。農民工の場合は、失業保険に加入するには失業登録を行うことが条件であり、かつ受給資格を得るためには、保険料を1年以上納付する必要がある。ところが農民工は、都市戸籍を持たないために、失業登録ができないケースが珍しくない。また登録ができたとしても、多くの農民工は短期の労働契約を結んでいるため、一年間連続して保険料を納付することがそもそも困難である。さらに農民工は失業した場合、しばしば別の都市に移動したり郷里に帰ったりして仕事を探すので、登録地で月々の保険給付を受け取ることができない。

この移動に対しては、失業保険条例の第21条により、保険料の納付期間が1年以上あれば一次金として受け取ることも可能である。しかし、肝心の一時金の給付水準が低すぎるため、生活保障としての意味は小さい。また農民工にとって不利なのは、保険料の基準になる賃金の下限規定である。これが保険料の拠出に逆進性をもたらしている。失業保険の保険料率は賃金に対して一律であり、租税のように所得に対する累進性はない。ただし保険料の対象となる賃金については、上限と下限が設定されている。賃金が勤務地の平均賃金の300%を上回る部分については、保険料の納付対象から控除される。逆に下限は勤務地の平均賃金の60%と定められており、実際の賃金収入がこれを下回る場合でも、平均賃金の60%を対象に保険料が課される。このため賃金が下回るほど保険料率は高くなり、相対的負担は重くなる。

また若者の就職難は、計画経済時代から一貫し

て存在していた。しかし従来型の失業は、低学歴の単純労働者ほどリスクが高かった。農民工が次々と市場に参入する状況下では、単純労働力は供給過剰であり、技術者や管理職が貴重な人材として扱われていた。

ところが2003、4年頃から沿海部の製造工場では、生産現場の人員を募集してもなかなか労働者が集まらないという傾向が強まっていた。こうした単純労働力の調達難は「民工荒」と呼ばれ、農村の余剰労働力が払底することを予感させた。

これらの新卒の未就業者は、失業保険で救済することはできない。前述したように失業条例によれば、失業保険を受給する条件を満たすには、保険料を1年以上継続して納付する必要がある。いいかえれば、一度も就職したことのない者は、社会保険料を納付していないので、給付を受ける資格を有していない。

コロナ禍は、こうした社会保険の制度枠から漏れてきた人々を失業保険に取り込む契機となった。2021年9月に人力資源和社会保障部と財政部は連名で「失業保険の保障範囲の拡大に関する通知」を通達した¹⁰⁾。この通知は8項目から構成されており、最初の1項目には新型コロナ対応であること、意義として窮乏する大衆の保障を補填し、社会の安定を保つことが挙げられている。その内容は、第1に失業保険の意義が失業者の生活保障にあることを十分認識し、社会の安定を保つことに責任と緊迫感をもって対応するよう呼び掛けている。

第2には、失業保険金を遅滞なく給付することを強調し、定年が間近の失業者に対しては給付期間の延長を提供することとした。2019年12月以降を対象として、失業保険金の受給期間が期限に達しているが、まだ失業中であつた定年退職年齢まで1年未満の期限を残す者については、定年まで保険金を継続して受給できるようになった。

第3に、農民工への保障範囲を段階的に拡大す

ることも明言され、「失業保険条例」の定めた保険加入対象の使用者の元で、本人分の失業保険を納めずに1年以上勤続した農民工については、すみやかに生活補助のための一時金を給付する。2019年1月1日以降に失業した農民工は、保険加入期間が1年未満の者なら、2020年5月から12月までに加入先の都市の「低保（最低生活保障）」の基準に照らして、3ヶ月を超えない範囲で臨時補助金を月ごとに給付される。都市従業員と同じ保険料を納付していた農民工の場合は、保険加入先の地方の規定にもとづいて失業保険金または失業補助金を給付される。

その他にも、臨時の価格補助の基準を段階的に引き上げること、とりわけ失業保険金と失業補助金の受給者には臨時の価格補助金を現行基準の2倍に引き上げること、また保険受給の手続きを簡素化したり、保険基金の運用リスクを回避することなどが盛り込まれている。さらに省レベルの保険基金の調整金を有する地方には、それを活用して秩序を保ちながら政策を実施するよう呼び掛けられた。

またコロナ禍は都市サービス業とくに店舗の飲食業を直撃したが、同時にインターネットをプラットフォームとしてサービスを提供する新しい業態の需要を増やし、テイクアウトや出前、バーチャルソフトやゲームなどで雇用を創出した。これらは「新業態」と呼ばれて、雇用確保の有望な受け皿と考えられるようになった。国家信息中心と共享経済研究中心（2021）のシェアリング・エコノミーに関する報告書によれば、2020年11月の時点でインターネットをプラットフォームとするサービス業者は8,400万人にのぼる。またこれらとは別にプラットフォーム企業自身の雇用だけでも631万人に達している。

前出の「見解」にもあるように、就業チャネルの拡大は雇用政策の重点でもあった。その反面、インターネットの配車予約サービスで乗客を運ぶ

運転手やデリバリー業の配達員は、自営業と被用者のグレーゾーンに位置するため、所属企業が社会保険料の義務を負うか否かが不明であった。また彼らの勤続時期も柔軟で長期的に安定した雇用ではないため、社会保険の加入にはハードルが高かった。

ところが2021年の春から、国務院は「新業態」の従事者の権利保護に乗り出してきた。5月26日には、国務院常務会議が自営業者や新業態の勤労者の労災保険への加入拡充を提唱し、7月には配車、テイクアウト、エクスプレス便の配送員などを対象として、労災保険に近い機能の商業保険を提供する実験を呼び掛けた。

これらの労災保険の実験を参照にして、失業保険への新業態の加入が模索された。そして2021年5月29日には、広東省の人力資源・社会保障庁が「広東省の柔軟性就業者の失業保険加入に関する規則（試行）」^{ix}の草案について、パブリック・コメントを募集し、12月にはその全文が広東省人力資源和社会保障庁の公式ホームページに掲載された。これによれば、広東省には「新業態」による柔軟な雇用が多いため、この規則は「失業保険の空白を埋める」ことを目的として打ち出されている。ここで上がった業種・職種は、eコマース、ネット配車サービス、ネット経由の出前（ケータリング）、宅配サービスなど新業態のプラットフォームによって成立する雇用であり、かつ関連する企業（プラットフォーム、組織など）と労働関係を結んでいない者、および被用者のいない自営業者などを指すとされた。また第3条で、柔軟な働き手の失業保険への加入については、本人の希望にもとづくという原則を尊重するとあり、強制性のない任意加入とすることが明記されている。

IV おわりに

中国の社会保険における制度改革において、失

業保険は存在感が小さかった。1990年代の改革の軸は公的年金であり、2000年代からは医療保険が重点に加わった。これに比べて失業保険は規模が小さく、給付金も生活保障としては不十分であった。

しかも加入が先行したのは、大企業の正規社員や「事業単位」の従業員であった。事業単位とは、政府から独立した公共サービス分野に従事する機関で、典型例は、学校、病院、博物館、出版社、放送局などである。その範囲は広く事業内容も多様であるが、政府の補助金を受けて運営されることが多く、政府関連団体と捉えることもできる。事業単位の従業員は、1999年の失業保険条例によって失業保険の対象に組み入れられたが、公務員に準じる安定的な職場環境であり、失業する確率は極めて低かった。しかも、賃金は往々にして地元企業の平均よりも高かった。雇用が不安定で賃金の安い農民工や就職難で苦しむ新卒の若者たちは加入ができないという状況下で、失業保険の収支は黒字を維持してきたのである。

その意味で、2021年に「新業態」の従事者が失業保険に加入させる措置が動いたのは、画期的であった。また図8に示したように、支出の項目から失業保険金の給付だけでなく、雇用安定補助が重要な役割を果たしつつあることがわかる。この変化がコロナ対策による一時的なもので終わるのか、あるいは失業保険から雇用保険へと機能が拡大する兆しなのかは、まだ断定はできない。しかしコロナが既存の失業保険の課題を浮かび上がらせて、対応を迫ったことは確かである。失業保険の新たな役割がどう展開するのか、今後とも注視する必要がある。

注

- i 国家統計局の1月18日の発表によると、2020年の中国のGDP成長率は対前年比（実質ベース）で2.3パーセントを記録した。

- ii 復旦大学・経済学部の封進教授は、第16回社会保障国際フォーラムで公的年金に対するコロナ禍の影響を試算した報告を行い、コロナによる景気後退と保険料の軽減が都市部の従業員基礎年金の収入をどれだけ減少させたかを比較すると、前者はわずか0.17%にとどまるのに対して、後者は29.82%と大幅なマイナスをもたらしたと結論づけた(封進2021)。
- iii 中国の社会保険のうち、個人が保険料を拠出するものを「四金」と呼び、個人所得税の控除対象とする。四金は具体的に、年金(養老保険)、医療保険、失業保険、労災保険で構成される。
- iv 中国の失業率として最も長期にわたって公表されてきたのは、都市部登録失業率である。しかし都市戸籍を有し、かつ失業の登録を行わなければ失業者として統計の対象にならないため、都市部で働く農村戸籍の勤労者は漏れてしまう。そこで戸籍の区別をせずサンプル調査を実施して失業率を算出する方法が採られるようになった。これが調査失業率である。
- v 原文は「關於段階性減免企業社会保険費的通知」。2020年2月28日、人力資源和社会保障部・財政部・稅務總局による公式合同記者会見のプレスリリースより(http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneyaowen/202002/t20200228_360899.html)
- vi 原文「國務院弁公庁關於應對新冠肺炎疫情影響強化穩就業举措的實施意見」2020年3月20日、国弁發6号文件。http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-03/20/content_5493574.htm
- vii 以下、コロナ前の農民工と新卒者をめぐる失業保険の課題については、沈潔・澤田(2016:149-152)による。
- viii 原文は「關於擴大失業保險保障範圍的通知」人社部發[2020]40号。2020年5月29日公表。http://www.mohrss.gov.cn//xxgk2020/fdzdgknr/zcfg/gfxwj/shbx/202006/t20200609_375841.html

- ix 原文は、「廣東省靈活就業人員參加失業保險便法(試行)」。http://hrss.gd.gov.cn/zcfg/zcjd/content/post_3694545.html

文献リスト

【中国語】

- 財政部預算司(2021a)「2020年全国社会保険基金結余決算表」http://ysss.mof.gov.cn/2020zyjs/202109/t20210917_3753541.htm, 2022.01.10
- (2021b)「全国社会保険基金收入決算表」http://ysss.mof.gov.cn/2020zyjs/202109/t20210917_3753546.htm,
- (2021c)「全国社会保険基金支出收入決算表」2022.01.10 http://ysss.mof.gov.cn/2020zyjs/202109/t20210917_3753544.htm, 2022.01.10
- 封進(2021)「中国應對疫狀的養老保險政策及基對基金積累的影響」第16回社会保障國際フォーラム報告資料(北星学園大学・8月28日開催)
- 國家統計局データベース <https://data.stats.gov.cn/e>
- 國家信息中心, 共享經濟研究中心(2021)「中国共享經濟發展報告2021」ウェブ版, 2月, <http://www.sic.gov.cn/archiver/SIC/UpFile/Files/Default/20220222100305459566.pdf>

【日本語】

- 沈潔・澤田ゆかり編(2016)『ポスト改革期の中国社会保障はどうなるのか』ミネルヴァ書房。
- 箱崎大(2021)「世界を見る目: コロナ禍から1年の中国の労働市場——農民工と大学卒業生の明暗が別れる理由」https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2021/ISQ202120_023.html
- 労働政策研究・研修機構(2020)「新型コロナウイルス感染症と労働分野における政府の対応」https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2020/09/china_01.html